

定 款

一般社団法人 神奈川ニュービジネス協議会

定 款 目 次

第1章 総 則	第6章 資産及び会計
第1条 名 称	第31条 資産の構成
第2条 事 務 所	第32条 資産の管理
第2章 目的及び事業	第33条 経費の支弁
第3条 目 的	第34条 事業年度
第4条 事 業	第35条 事業計画及び収支予算
第3章 社 員	第36条 事業報告及び決算
第5条 法人の構成員	第37条 特別会計
第6条 入 会	第38条 収支差額の処分
第7条 入会金及び会費	第39条 借 入 金
第8条 退 会	第40条 剰余金の処分
第9条 除 名	第41条 残余財産の帰属
第10条 社員資格の喪失に伴う 権利及び義務	第7章 定款の変更・解散
第4章 役員及び顧問	第42条 定款の変更
第11条 種類及び定数	第43条 解 散
第12条 役員を選任	第8章 補 足
第13条 理事の職務及び権限	第44条 備付け書類及び帳簿
第14条 監事の職務及び権限	第45条 委 員 会
第15条 役員任期	第46条 事 務 局
第16条 役員解任	第47条 公 告
第17条 報 酬 等	第48条 実施細則
第18条 顧 問	
第19条 損害賠償責任の免除	
第5章 社員総会・理事会	
第20条 機 関	
第21条 種 別	
第22条 構 成	
第23条 権 限	
第24条 開 催	
第25条 招 集	
第26条 議 長	
第27条 定 足 数	
第28条 決 議	
第29条 書面表決等	
第30条 議 事 録	

一般社団法人神奈川ニュービジネス協議会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人神奈川ニュービジネス協議会（英文名 The Kanagawa New Business Conference 略称「KNBC」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、神奈川県地域において経済、社会構造の変化と技術革新に対応しつつ、商品・サービス等に革新性、新規性を持ち、高成長、高収益を遂げている各種の事業（以下「ベンチャー・ニュービジネス」という。）を展開している起業家、企業経営者等を支援し、会員相互の啓発、連携及び会員企業の経営強化を促進するとともに、ベンチャー・ニュービジネスをめぐる諸問題について調査、研究等を行うことにより、その振興を図り、もって神奈川経済、社会の活性化と健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、神奈川県地域において次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会等の開催等により、ベンチャー・ニュービジネスを展開ないしは目指している起業家、企業経営者等の支援・涵養
- (2) 研究会、講演会等の開催等により、会員企業経営者等の相互の啓発・連携の促進
- (3) 委員会活動等による会員企業の経営強化
- (4) ベンチャー・ニュービジネスに関する 調査研究及び情報の提供
- (5) ベンチャー・ニュービジネスをめぐる経済、社会問題に関する広報、提言
- (6) 前各号に掲げる事業の他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人の会員は、正会員、賛助会員、準会員、学生会員及びトライアル会員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人を賛助するため入会した個人、法人又は団体

- (3) 準会員 この法人に関心を持ち入会した個人、法人又は団体
 - (4) 学生会員 この法人に関心を持ち入会した起業前の学生
 - (5) トライアル会員 この法人に関心を持ち入会を検討する個人、法人又は団体
- 2 準会員は、準会員としてこの法人に入会した日の翌事業年度初日をもって、なんらの意思表示を要することなく、当然にこの法人の正会員へと移行する。
 - 3 第1項の会員のうち正会員をもって、この法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
 - 4 賛助会員、準会員、学生会員及びトライアル会員の規定については、理事会で別途定める。

（入 会）

- 第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出して、入会の申込みを行うものとする。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、当該法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する 1 人の者（以下「会員代表者」という）を定め、会長に届け出なければならない。
 - 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。
 - 4 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。
 - 5 本条に基づき正会員としてこの法人に入会した会員は、第 5 条第 3 項の規定に基づきこの法人の社員になるものとする。

（入会金及び会費）

- 第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（退 会）

- 第 8 条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を 1 ヶ月以上前に会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当然に退会したものとみなす。
 - (1) 後見開始、又は補佐開始の審判を受けたとき。
 - (2) 総社員の同意があるとき。
 - (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
 - (4) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき。
 - (5) 会費支払い期限後 6 ヶ月以上納入を履行しないとき。

（除 名）

- 第 9 条 正会員が、次の各号の一つに該当する場合には、社員総会において、第 28 条第 2 項

に定める決議によって、これを除名することができる。正会員以外の会員に係る除名については、理事会で別途定める規程によるものとする。

- (1) この定款その他この法人の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 反社会的勢力に該当すると認められるとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、除名に係る決議を行う社員総会の日から1週間前の日までに当該正会員に通知し、かつ除名に係る決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 会長は、正会員を除名したときには、除名した正会員に対しその旨を通知しなければならない。
 - 4 第1項第3号に定める反社会的勢力とは、以下の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等（以下「暴力団員等」という。）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 暴力団員等又は前各号のいずれか一にも該当する者又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人と人的・資本的・経済的に深い関係を有すること
 - (8) その他前各号に準ずる者であること

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が、前2条の規定により退会し又は除名されることにより、その資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。また、正会員がこの法人の正会員たる資格を喪失したときは、この法人の社員たる地位も当然に喪失するものとする。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入を受けた会費その他拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第 11 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以上4名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、12名以内を副会長とし、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、社員（法人又は団体にあつては、会員代表者とする。以下同じ。）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては2人、監事にあつては1人を限度として、社員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

- 2 社員総会が招集されるまでの間において、補欠又は増員のため理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の決議によって、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する社員総会において承認を受けなければならない。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 13 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌握し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を執行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担執行する。
- 6 会長及び専務理事は毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 14 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了するときまでとする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

5 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。

ただし、他の在任監事の任期の残存期間が 2 年に足りないときは、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結時までとする。

6 理事又は監事については、再任を妨げない。

7 理事又は監事が第 11 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 16 条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

第 17 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。

(顧問)

第 18 条 この法人に、顧問 5 名以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応え、又は会長に対して意見を述べる。

4 第 15 条第 1 項の規定は、顧問について準用する。

5 顧問は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第 19 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することが

できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法113条で定める最低責任限度額とする。

第5章 社員総会・理事会

(機 関)

第20条 この法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

(種 別)

第21条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 この法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

(構 成)

第22条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。なお、理事会への出席を希望する会員があり、会長がこれを認めた場合には、当該会員は、当該特定の理事会に限り、オブザーバーとして出席することができる。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権 限)

第23条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項に限り決議する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 社員総会の決議した事項の執行に関すること。

(2) 社員総会に附議すべき事項。

(3) その他社員総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

(開 催)

第24条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に、開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

3 通常理事会は、毎事業年度終了後3か月以内に、開催する。

4 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第 25 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 社員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 2 週間前までに通知しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りではない。
- 4 前条第 2 項第 2 号若しくは第 3 号又は第 4 項第 2 号の規定により請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議 長)

第 26 条 社員総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第 24 条第 2 項第 3 号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席社員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第 27 条 社員総会は総社員の議決権の過半数を有する社員、理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第 28 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
- 3 理事会の決議は、この定款に定める場合を除くほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 4 社員総会及び理事会においては、第 25 条第 2 項又は第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、社員総会にあつては出席社員、理事会にあつては出席理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合はこの限りではない。
- 5 決議すべき事項につき特別な利害関係を有する社員及び理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

(書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により議決権を行使する社員は、第27条及び28条第1項、2項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 第28条3項の規定にかかわらず、決議に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

- 第30条 社員総会及び理事会の議事については、一般社団・財団法人法第57条及び95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。
- 2 社員総会の議事録には、議長及び出席した社員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。
 - 3 理事会の議事録には、代表理事及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上と監事が、記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金収入
 - (3) 会費収入
 - (4) 寄付金品
 - (5) 資産から生じる収入
 - (6) 事業に伴う収入
 - (7) その他

(資産の管理)

- 第32条 この法人の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

- 第33条 この法人の経費は、資産を持って支弁する。

(事業年度)

- 第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第35条 会長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度開始前に社員総会を開催できない場合にあつて

は、理事会の決議によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度の開始の日から3か月以内に社員総会の決議を得るものとする。

2 前項ただし書きの場合にあつては、社員総会の決議を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(特別会計)

第 37 条 この法人は、事業の遂行上必要がある場合は、社員総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区別して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第 38 条 この法人の収支決算に差額が生じたときは、社員総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第 39 条 この法人は資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であつて、返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得るものとする。

(剰余金の処分)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

2 社員に剰余金の分配をする社員総会の議決は無効とする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経てこの法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条

第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更・解散

(定款の変更)

第42条 定款を変更するときには、第28条第2項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(解散)

第43条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会による解散の議決があったとき。
- (2) 社員が欠けたとき。
- (3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合にかぎる）。
- (4) 破産手続き開始の決定。
- (5) 裁判所による解散命令があったとき。

第8章 補足

(備付け書類及び帳簿)

第44条 この法人は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(委員会)

第45条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について調査、研究、審議又は活動する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(事務局)

第46条 この法人に、事務を処理するため事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(公告)

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

(実施細則)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この変更定款は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

2. 平成 24 年 5 月 22 日 定款変更

第 15 条 4 項、5 項、第 18 条 5 項、第 29 条 4 項を追加
第 47 条を変更

3. 平成 25 年 5 月 28 日 定款変更

第 3 条、第 4 条、第 13 条第 6 項、第 30 条、第 45 条を変更

4. 平成 28 年 5 月 16 日 定款変更

第 5 条、6 条、7 条、8 条、9 条、10 条、22 条、28 条、第 9 章を変更

5. 平成 29 年 5 月 15 日 定款変更

第 11 条を変更

6. 令和 1 年 5 月 20 日 定款変更

第 11 条 1 項を変更

7. 令和 3 年 5 月 17 日 定款変更

第 11 条 2 項を変更

8. 令和 5 年 11 月 20 日 定款変更

第 5 条 2 項、第 8 条 2 項を変更